



広報

第54回

芸

なかがま

受け継がれる
伝統の舞



第54回芸文祭が開催され、倭楽保存会と倭舞保存会の皆さんが
倭舞を披露してくれました。(8ページに関連記事)

2023

12

令和5年

No.831

貴重なご意見をありがとうございます

町民の皆さんからの声

町には、町民の皆さんからたくさんのご意見やご要望・ご提案が寄せられます。町では、氏名・住所および電話番号の記載のあるものには、その方へ回答をお返ししています。また、その記載がなくても、そのご意見に対して町での対応をまとめています。

今回は令和5年4月から9月までにいただいた意見と町の回答を、一部抜粋・要約して掲載します。

ペットや野良猫について

ついで

Q 飼い猫のほか野良猫にも餌やりをしている人がいます。対策を行っていますが、近所の方なので直接言うことができません。町の方で罰金など強い対策はできませんか。

Q 野良猫や放し飼いの猫について、近所でも迷惑しているという話を耳にします。町報による注意喚起だ

けではなく、改めて何か対策や誰もが気付ける注意喚起をしてほしいです。

-
-
-
-
-
-

A 猫に関する苦情等については年間10件程でありますが、その多くが匿名の通報となっており、個別事案の把握を難しくしている面もあると思われまます。野良猫に餌を与える行為や放し飼いは、適正な管理や繁殖防止措置を伴わない場合、周辺から過度に猫が集合・繁殖してしまうことになり、ふ

ん尿や繁殖期の鳴き声等により地域の生活環境に悪影響をおよぼします。

近所の方が直接注意することは、その後の関係性を考えると難しいこともあるかと思えます。その場合、地区の区長や衛生組合長等と協力し、地区住民全体で共通認識を持つことが大切

です。また、法令上、動物の愛護や適正飼育に関しては山形県の所管となっているため、当町ではご意見のような罰則を設けることはできませんが、全町的なモラル啓発による抑止を図るべく、飼い猫の完全室内飼育、繁殖を望まない場合の不妊・去勢の実施および飼い主のいない猫に無責任な餌やりを行わないことなどについて、動物愛護や適正飼育を所管する山形県とも協力した啓発活動を行っているところ

です。個別の事案を把握した場合には、必要に応じて県等の関係機関等と協力のうえ、直接助言を行いますので、

ご連絡ください。

(担当 住民税務課)

Q 犬の散歩について、玄関口に排尿をさせる飼い主がいて困っています。他の犬も誘発するであろうし黄色く変色してしまっています。注意喚起してほしいです。

-
-
-
-
-
-

A 犬には、縄張りや自分の強さを尿で主張する「マーキング」を行う習性があります。ご意見にもあ

るとおり、マーキングをそのまましておく他犬が上書きしようとして、さらなるマーキングを誘発し、その繰り返し時には金属部の腐食・破断による事故を引き起こすなど、尿による害は決して小さくはありません。町では、犬の散歩時には尿を洗い流すための水を入れたペットボトルを携帯するよう啓発しており、令和5年10月発行の冊子「保存版 ごみの分け方・出し方」においても飼

い主への周知を図っています。今後も機会をとらえて、犬の飼い主の意識が高まるよう努めてまいります。

(担当 住民税務課)

ひまわり温泉

ゆ・ら・らについて

Q めるめのお湯でも熱すぎて孫を連れて行っても入れません。子どももお年寄りも安心して入れるお風呂にしてほしいです。

-
-
-
-
-
-

A 施設管理者に確認したところ、「めるめの湯」は浴槽の湯温が42℃となるよう設定していました。この温度についてお客様からは、「熱い」というご意見のほか、「ちょうどよい」、「ぬるい」という声もあり、全てのお客様にご満足いただくことの難しさを感じているところ

です。町としても、今後より多くの方に「ゆ・ら・ら」を気持ちよくご利用いただくため、季節や外気温も考慮しつつ、必

要に応じて湯温を微調整するなどの対応を指定管理者と共に検討してまいります。

(担当 産業振興課)

Q 洗い場に荷物、サウナにはバスタオルを置いたままにして長時間離れる人がいます。注意喚起の張り紙をしたうえで掃除のスタッフが速やかに荷物等を移動するようにするなどして、みんなが気持ちよく入れる温泉にしてほしいです。

●●●●●●●●●●

A 一部のお客様のマナー違反については施設管理者も把握しており、発見次第その都度注意しているほか、サウナ室をはじめ脱衣所などに注意喚起の張り紙をし、その他館内放送も行っている状況です。現状においては、強制的な手段ではなくマナーの向上が第一とする右の対応は適切なものと思っておりますが、ただただご意見も参考としながら、今後も多くのお客様に気持ちよくご利用いただけ

るよう、巡回強化や注意喚起の回数を増やすなど対応を強化するよう指定管理者に指導してまいります。

(担当 産業振興課)

ひまわり直行便について

Q 回答を希望する場合は個人情報記載する必要がありませんが、個人情報を記載しない場合、ホームページで回答はできないでしょうか。山形県のホームページでは個人情報がなくとも回答されています。クレームばかりでなく実のある提案、アイデアもあると思います。

●●●●●●●●●●

A 町公式ホームページの「ひまわり直行便」については、多くのご意見、お問い合わせ等をいただいております。回答を希望する場合には、必ず連絡先や氏名等の個人情報を記載することとしています。お寄せいただく内容が、単なる問い合わせ

せから個人のプライバシーに関するものなど多岐にわたることから、一律にホームページ等での掲載は困難であり、現在は、匿名のものを含め内容を考慮しながら、半期ごとに「町民の皆さんからの声」としてまとめ町の広報紙を通じてお知らせしているところです。今後も様々な方法を検討してまいりますので、よろしくお願ひします。

(担当 総務広報課)

高齢者のウォーキングについて

Q 町で町民の健康サポートをしているのはとても良い試みだと思えますが、高齢者のウォーキングについて、早朝暗い時や、通勤時など危険な場面をよく見かけます。懐中電灯や反射板を持っていくようですが、歩く時間帯に考慮していただけないでしょうか。歩数計の貸出もしているようですが競争心をあおるだけで

はないでしょうか。何かあって運転側が責められなように改善してほしいです。

●●●●●●●●●●

A 町では歩いて健康のまちづくりを目指しており、ウォーキングを年代問わず簡単に始められる運動として推進しています。今後は、ご意見を踏まえ、マナーを守り交通安全に一層留意されるよう周知してまいります。また、歩数計につきましては、希望される方に貸与しており、自己管理に活用していただけますので、ご理解をお願いいたします。

(担当 健康福祉課)

障がい者の居場所について

Q 高齢者（認知）や子ども（発達障がい）の居場所・スペースが充実されてきていますが、知的・精神の障がい者の居場所が自宅と作業所しかありません。地域の中で家族と共に自分の気持ちや思いを表現できる、余暇を楽しめる場所を提供

してほしいです。

●●●●●●●●●●

A 当町における障がい者の居場所づくりは、中山町地域生活支援事業の中で取り組んでおり、地域活動支援センター「おーる」と、地域活動支援センター「ほっとステーション」の2団体と委託契約を結び、事業を展開しています。どちらも山形市所在ではありますが、趣味や会話、休憩の場所としてだけでなく、自由に参加できる様々な活動も開催しており、また、精神保健福祉士や社会福祉士も配置し、余暇活動のみならず相談支援も可能となっております。ご利用くださいますので、ご利用ください。

(担当 健康福祉課)

産後ケア事業について

Q 一人目出産後引越してききましたが、母乳育児についての補助がほとんどなく驚きました。中山町には助産施設や小児科がない分考えていただきたいです。母乳ケアのため山形市から開業の助産師を呼ぶと交通費を含め1回5000円かかります。全額負担の病院もあります。

A 町の産後ケア事業については、令和5年3月から町が委託した医療機関において日帰り型および宿泊型の支援を開始しています。産後4か月までの母子を対象に、健康状態の確認や育児相談に加え、授乳に関する相談・指導にも対応しており、日帰り型は1日5000円、宿泊型は1泊15000円で利用できるものです。産後ケアについては引き続き周知に努めてまいりますので、利用についてご検討

くださいますようお願いいたします。

また、町では、助産師の資格を持つ母子保健コーディネーターが出産された方に体調等について電話で確認を行っており、ご希望に応じて訪問を実施しています。母乳についてお困りのことなど、お気軽にご相談ください。

開業助産師の訪問に対する助成につきましては、ご意見を参考に今後検討してまいりますと考えています。

(担当 健康福祉課)

花を美しく育ててについて

Q 町の花壇に花が植えられうれしく思います。植えられた後の手入れをお願いしたいです。水やり、肥料やり、草取りは欠かせないこととあり、費用がかかる以上、町民の善意、ボランティアだけでは美しい花を咲かせることはできません。行政の先導をお願いします。

A 町では花や緑に囲まれ、うるおいと安らぎに満ちた緑豊かなまちづくりのため、町内緑いっぱい事業を毎年実施しており、今年度も国道112号交差点や地下道周辺7か所にジニアやセンニチコウ、ニチニチソウを植え、色とりどりの花壇を整備しています。植栽した後の水やりや除草などの手入れは、マルチシートを張っていることから、水やりの必要性がほとんどなく、雑草の発生も防ぐため除草作業の軽減に効果があると考えています。また、マルチシートが張られていない箇所については、町のシルバー人材センターに委託して年2〜3回除草作業を実施しています。一方、追肥については実施していませんので、ご意見を踏まえ今後の植栽管理の参考とさせていただきます。

(担当 建設課)

最上川堤防の草刈りにについて

Q 「あおば地区」北側の最上川のり面の草刈りが実施されています。ほかは早々に刈られており計画性が見えず、住居に近い場所から実施するなどの配慮が必要だと思えます。草刈りは雑草の生育が特に旺盛な6月上旬〜中旬に1回、8月下旬〜9月中旬にかけて1回が理想ですので対策を検討してほしいです。

A 町では山形河川国道事務所からの委託により最上川および国管理部分の石子沢川の堤防除草を実施しています。実施時期については、1回目を6月〜7月、2回目を9月〜10月としており、「あおば地区」北側の最上川のり面については、今年度の1回目を7月12〜13日に実施しています。これまで、最上川鉄橋付近から下流方向に向け順次除草を行っていましたが、ご

ひまわり直行便を配布しています



今月号に「ひまわり直行便」を折り込んでいます。町へご意見がある場合はこちらにご記入の上、お近くの郵便ポストに投函してください。料金はかかりません。お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いて、町の考え方とともに広報紙に掲載させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。また、氏名・住所・電話番号が明記されているものには町からの回答を送付させていただきます。

意見のあった住居に近い場所からの草刈りについて、計画の見直し等を検討していきたいと考えています。
 (担当 建設課)

町浦児童遊園について

Q 当公園は非常に立地に恵まれた公園と認識していたが、久しぶりに「チャレンジデー」の際に行ったところトイレは壊れて使用できず、また遊具も錆び付いたり破損したりと子どもが遊べる状況ではありませんでした。子どもたちが元気に遊べる公園として復活していただきたいと思うとともに、憩いの広場としても活用できるように早急な整備をお願いします。

A 町浦児童遊園は、中山町立児童福祉施設設置条例に基づき町が設置し、遊具などの維持管理を行っています。ご指摘のトイレは、過去にいたずらにより便器



▲旭町にある町浦児童遊園

に砂が詰められたり、壊されたりしたことがあり、利用状況を勘案し現在は閉鎖しているものです。一方、遊具については、令和5年3月に業者による定期点検を実施しており、一部腐食や破損があるものの、使用できる状態との報告を受けており、その後担当職員も確認したところです。今後地域の実情やニーズ、利用状況を把握するとともに、地域住民のご意見もお聞きしながら方向性を検討していきたいと考えています。
 (担当 建設課)

歩道の除草について

Q 野口鉢油から保健福祉センターに向かう歩道について、雑草がはびこって歩くのが困難な状況です。もう少し早い対応をしていただきたいです。管理をよろしく願います。

A 町では町道の除草を年2回実施しており、ご意見の町道長崎柳沢線については、例年1回目を5月中旬、2回目を8月下旬～9月上旬に実施しています。同路線の歩道の状況を確認したところ、一部区間においてご指摘のように雑草が生い茂り歩行しづらい状況でしたが、現在は出穂期前であり、除草によりカメムシ等の水田侵入の影響でコメの品質低下を招く恐れがあることから、8月下旬からの第2回目の除草で対応します。
 (担当 建設課)

令和5年度(上半期)のご意見等の件数

令和5年度上半期(令和5年4月～9月)は、匿名の方を含めて、全部で38件のご意見をいただきました。

	ひまわり 直行便	ひまわり ポスト	ホームページ お問い合わせ メール	その他 ハガキ 手紙 電話 FAX
町政関係	8		8	1
職員関係				
町関連団体				
その他	10	3	7	1
計	18	3	15	2

町へご意見などある場合は

- ①ひまわりポストをご利用ください
 …役場1階ロビー、中央公民館受付窓口、保健福祉センター受付窓口 に設置してあります。
 備え付けの用紙に記入し、ポストに入れてください。
- ②ひまわり直行便のはがきで送ってください
- ③町公式ホームページのトップページ下のバナーをクリックしてください
- ④手紙で総務広報課宛に送ってください



新たな民生委員・児童委員が委嘱されました

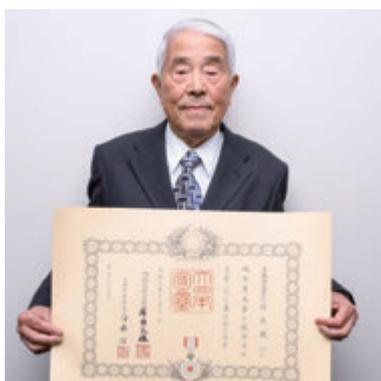
前任の方の辞任に伴い、12月1日付けで下記の地区の民生委員・児童委員が委嘱されました。任期は残任期間を引き継ぎ、令和7年11月30日までです。

氏名		担当地区
丹野 富子		達磨寺3・4、向新田
佐藤 正晴		あおば1*・2

※佐藤委員が担当するあおば1地区は、県道277号線より北側の部分です。

お問い合わせ先 健康福祉課福祉子育て支援グループ ☎662-2673

おめでとうございます 秋の叙勲 旭日単光章を受賞



11月7日、文翔館で行われた令和5年秋の叙勲・褒章伝達式で、元町選挙管理委員会委員長の須貝健二さん（達磨寺）に、旭日単光章が授与されました。須貝さんは、平成19年から12年間にわたり町選挙管理委員会委員長を務め、長年の選挙管理事務の功労が認められたことから、今回の受章となりました。

須貝さんは「委員長を務めた12年間、開票作業に従事してくださった方やその他協力者の方々のおかげで何事もなく済んだことに感謝したい。そして、これから選挙に関わる方に対して皆さまにご協力をお願いしたい」と話してくださいました。

人権の花運動 花を植えて思いやりの心を育む

11月1日にながさき幼稚園、8日になかやま保育園、28日に長崎小学校で「人権の花運動」が実施されました。「人権の花運動」は、仲間と協力しながら花を育てることで、やさしい思いやりの心や人権思想を育むことを目的としています。当日は人権擁護委員による講話が行われた後、園児はビオラとパンジーを、児童は水耕栽培でクロッカスを植えました。笑顔で口々に「大切に育てていきたい」と話していました。



なかやま保育園



長崎小学校



ながさき幼稚園

笑顔集う 女性まつり

11月26日、中央公民館で女性団体連絡協議会（戸田貞子会長）主催の「女性まつり」が開催されました。開会式では戸田会長の挨拶のあと、中山総合スポーツクラブのキッズダンスが披露され、子どもたちが元気に踊る姿を見せてくれました。その後、山形県男女共同参画推進員の植田美由紀さんによる「いざというとき役に立つ 防災知恵袋」の講演会や、踊りや合唱などのステージ発表が行われました。

また、ロビーや会議室には展示や即売など様々なコーナーがあり、人気の味見コーナーでは芋棒煮が振る舞われ、芋煮会発祥の地ならではの味を楽しんでいました。ほかにも地域おこし協力隊の高橋圭哉さんによるスマホ相談コーナーが設けられ、多くの人が@InfoCanal^{インフォカナル}をダウンロードしたり、操作方法を教わっていました。



アクセサリーの販売や制作物の展示



男女共同参画の観点から説明していただきました

中学生の活躍

山形県新人南ブロック大会

◎：決勝大会出場

団体

第1位

◎ ソフトボール

（天童一中・四中と合同）

第3位

◎ ソフトテニス男子

野球（山辺中と合同）

個人

第1位

◎ 柔道男子55kg級

今田 優真

山形県新人決勝大会

団体

第1位

ソフトテニス男子

第2位

ソフトボール

（天童一中・四中と合同）

個人

第3位

柔道男子55kg級

今田 優真



第75回山形県中学校・高等学校英語弁論大会

中学校暗唱部門

第3位

高橋 せら

第87回東村山地区児童生徒

図画作品展

入選

1年 大谷ことは

佐々木菜生

2年 奥山 智夏

柴田 希

3年 藤田 真帆

松田 来夢

高橋りむか

第75回東村山地区児童生徒

理科研究発表会

2年 西堀 陽太

鈴木 義昭

若林 忠次



祈願の様子

積雪にむけて 除雪車の安全を祈願

本格的な積雪シーズンを前に、除雪車安全祈願祭が、12月1日、町除雪機械格納庫で行われました。降雪期になり、道路交通の確保のため、降雪量に合わせて除雪を行います。

式典には町長をはじめ、町の担当者や協力事業所など約20名が出席し、安全な除雪作業ができるよう祈願しました。

芸術文化が集う 第54回 中山町芸文祭

11月3日から5日にかけて、中山町芸術文化協会（秋葉芳樹会長）主催の「第54回芸文祭」が中央公民館で開催されました。この催しは毎年協会に所属する各団体が、1年間の活動の成果を発表する場です。ステージ発表はコーラス、伝統芸能、舞踊、展示部門は生け花、絵画、写真、書道、俳句などが披露されたほか、4年ぶりのお茶席も開催されました。

また、お茶や写真、書道、俳句などのワークショップが行われ、訪れた人は様々な催しや展示を楽しんでいました。



倭楽保存会と倭舞保存会による舞の披露



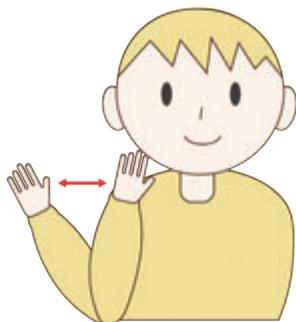
オリオンコールの皆さんともみじの合唱



一画一画丁寧に

：今月の手話：～あいさつ編 第4回～「さようなら・また会いましょう」

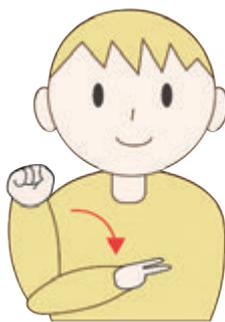
「さようなら」



顔の横か胸の前で、軽く手を振ります。
【バイバイを表しています。】

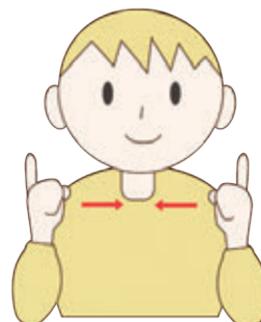
「また会いましょう」

①



①片方の手を握りこぶしにして、その手首をひねって人差し指と中指の2本を立てます。
【「また」や「2回目」を表しています。】

②



②両手の人差し指を立て、近づけます。【「自分」と「相手」を表し、2人が会うことを表しています。】

第197話 俳諧⑩ 松田未覚のこと その7 中山町 歴史散策

酒田の不玉の著に「継尾集」というものがあります。

序文は羽黒の呂丸が書いており、当時の庄内の俳風を知る書です。それによると

元禄5年(1692年)、獅子庵各務支考が酒田、羽黒、象潟にも訪れていたことがわかり、それに未覚も二句入集しています。

宝永7年(1710年)、巢雲窟呂笏(旧羽黒町芳賀の住人)選の「三山雅集」に

御宝前涙になりぬ坂の汗一句が入集しており、未覚の晩年も句作の勢いは衰えを見せませんでした。

また、一子豊武も句作を試みる年ごろに成長して、宝永6年(1709年)、

父未覚や大谷の風和らの選になる「梅の露三六句歌仙」に入集し、また、正徳3年(1713年)未覚、風和の編んだ「把管」に父と子で20句が載せられているほどに進歩しました。

未覚は、左沢に移った後、松山藩主酒井忠預に従って松山に転居、享保元年(1716年)7月8日、典医として79歳の生涯をここで

終えています。

惜しむらくは、長崎に住み、新貝忠清の未亡人と結婚したころの資料が乏しいことです。折々の俳諧がどのような人々と催されたかわかりませんが、数人の弟子はあったようです。

元禄2年(1689年)6月9日、三山詣を終えた松尾芭蕉を囲む、鶴岡の永山重行家の送別句会には、不玉、曾良、呂丸、重行に未覚が加わっている(「鶴岡市史」より)ことを見ると、左沢から庄内に移っても、医業の傍らで旺盛な句作を続けていたのであろうと想像できます。

【用語の説明】

不玉：庄内藩のお抱え医師、伊東玄順の俳号。

呂丸：近藤佐吉の俳号。庄内藩の藩士の出といわれ、後に旧羽黒町に居を構えた。

各務支考：江戸時代前期の俳諧師。

※引用：中山町史 中巻

第10章 第3節
文芸と美術工芸から

私たち地域おこし協力隊です！ No.63

みなさんこんにちは！地域おこし協力隊の高橋です！

気づけば今年もあとわずかになりましたね。山形県の冬を一度しか経験していないので、冬本番に向けて気合を入れなくてはと思っています。

ところでみなさん、冬場にスマホの電池がいつもより早くなくなってしまうと感じたことはありませんか。実はスマホには動作保証をしている温度があり、メーカーによって違いがありますが、概ね0℃～35℃での使用が推奨されています。

スマホが極端に冷えてしまうと、いつもどおりに使えなくなる可能性もあるので、冬場はかばんやポケットに入れて持ち運ぶといいでしょう。また、結露でスマホが水濡れしてしまうなんてこともあり得ますので、できるだけ気温差が生じないように少し意識してみてください。ただし、極端にスマホが冷たくなったからといって、カイロやドライヤーなどで急激に温めることはせず、自然に温度が戻ることを待つようにしましょう。

スマホ利用の悩みごとがある方は、スマホよろず相談所をご利用ください。

10：00～12：00 中央公民館 ※日時はまちのカレンダー参照



高橋 圭哉

出身地：宮城県岩沼市
趣味：けん玉、アニメ鑑賞



●協力隊への
問い合わせ先●
高橋 ☎662-2223
(総務広報課)

おかえり
岡縁里秋まつり 芸術の秋、食欲の秋



不思議な音色を体感しました

11月4日、NPO法人柏倉家文化村（飯野清治代表）主催の秋まつりが開催され、多くの人で賑わいました。

目玉となったのは、Shun Yokoyamaさんによるハンドパンの演奏&体験会です。ハンドパンはドーム状の金属を上下に張り合わせた楽器で、叩くと独特で幻想的な音が響きます。演奏が披露されると、ゆったりとした落ち着いた音色に参加者は耳を傾け楽しんでいました。また体験会では、参加者が演奏の方法を教わり、少しコツがいるものの叩き方や強さによって変わる音色を楽しみました。

寄附ありがとうございます

- 株式会社日本政策金融公庫山形支店（卯月賢一国民生活事業統轄）から、「町のためにお使いください」と、図書6冊×2部が寄附されました。いただいた図書は、町の将来像「郷土の誇りを未来につなぐ ひとが輝く健幸のまち なかやま～思いやりの絆で築く みんなの想いが響くまち～」を実現するため、行財政の適正な運営等に有効に活用させていただきます。



広告

広告



楯の大イチョウ

12月号掲載の原稿執筆中の今日
(11月25日)、粉雪が舞い降りた。

平年より9日遅い初雪は、去年よりは5日早いという。私の不確かな見解なのかもしれないが、毎年、楯の大イチョウの葉の状況が初雪の時期を示す基準となっている。と言うのも、先人から受け継いだこんな「言い伝え」があります。「楯の大イチョウの葉っぱが落ちると雪が降り始める」。何の疑いもなく、またこの季節が訪れたなあと、子どもたちと一緒に登校しながら眺めていたのです。ところが今年は、黄色く色付いたイチョウは落葉もせず勇敢にそびえている姿があり、粉雪が舞っている風景は、美しさ以上に不思議の感に打たれるのです。

楯の大イチョウは中山継信氏居城長崎楯(約640年前築)本丸内の庭前にあり、樹齢500年以上といわれています。先に述べた「言い伝え」はいつ頃からの話なのかはわかりませんが、自然現象の変化が気になる時代になってきています。

今年は暖冬という予報もあり気が緩みがちになってしましますが、永年立ちつづけている大イチョウを眺めながら、一年を振り返り、町民の皆様が輝かしい新年を迎えられますことを祈っています。

中山町長 佐藤 俊晴

戸籍のまどぐち (11月分)

お誕生おめでとう

ご冥福をお祈りします

(希望された方のみ掲載しています)

まちの人口 (11月末現在)

人口 10,594人 (前月比-12人)
(男 5,178人、女 5,416人)

世帯数 3,761世帯 (前月比-2世帯)

人の動き 出生 2人 転入 13人
死亡 12人 転出 15人

食べられるようになるまでもう少し 育てた稲を脱穀

11月8日、長崎小学校の5年生の児童が石っころ会(秋葉勝義会長)の指導のもと、稲の脱穀を行いました。この活動は米作りを通して、心の成長や食べ物に感謝する気持ちを育んでもらうために行っており、10月に自分たちで収穫した稲を脱穀機やハーヴェスターを使い脱穀しました。児童たちは種もみから玄米、精米などを経て普段食べている白いお米になることを学び、「手間をかけて食卓に届けられることを知ったので、ご飯を食べる時は一粒一粒味わって食べたいです」と、食物を作ることについて理解を深めていました。



足踏みで動かす昔ながらの脱穀機です



石っころ会の方々からポン菓子のプレゼント

お知らせ版

No.1439

「三ない運動」(贈らない! 求めない! 受け取らない!) をご存知ですか?

※お問い合わせ先

選挙管理委員会事務局

☎662・2111

年末年始は、何かと贈り物やお祝い事をする機会の多い季節です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などのあいさつ状を出すこともできません。

また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

障害者控除対象者認定書の交付について

※お問い合わせ先

▼認定書の交付について

…健康福祉課介護支援G

☎662・2456

▼税の控除について

…住民税務課税務G

☎662・2112

65歳以上で介護保険の要介護1以上の認定を受けている方のうち、身体障害者手帳等の交付を受けていない方も、障がい者または特別障がい者に準ずる者として町が発行する「障害者控除対象者認定書」により所得税および町県民税の障害者控除を受けられる場合があります。

令和5年12月31日現在で障害者控除対象者に該当する方へは、1月中旬頃までに「障害者控除対象者認定書」を

一斉送付しますので、確定申告などで使用してください。

※対象者が死亡している場合は、健康福祉課(保健福祉センター内)で申請が必要となります。

※介護認定の変更等を申請している方は、送付時期が遅れる場合があります。

おむつ代の医療費控除について

※お問い合わせ先

▼証明書の交付について

…健康福祉課介護支援G

☎662・2456

▼税の控除について

…住民税務課税務G

☎662・2112

確定申告などにおいておむつ代を医療費控除として申告する場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要

今月の納税等

納期限 令和6年1月4日(木)

- ①固定資産税 第3期
- ②国民健康保険税 第6期
- ③介護保険料 第6期
- ④後期高齢者医療保険料 第6期

※納付書に記載された期間内であれば、コンビニエンスストアでの納付もできます。①と②のみ納付書に記載された期間内であれば、二次元コードでの納付もできます。

※お問い合わせ先 住民税務課税務G ☎662-2112

です。

介護保険の要介護認定者における2年目以降の申告では、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わって、町が発行する「おむつ代の医療費控除証明書」を使用することができます。

この「おむつ代の医療費控除証明書」の必要な方は、健康福祉課(保健福祉センター内)で交付の申請をしてください。

固定資産税（償却資産）の申告をお忘れなく

令和6年1月1日現在で中山町内に事業用の償却資産を所有している個人および法人の方は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、償却資産について“申告”をする義務があります。

町では令和5年12月20日(水)から償却資産を所有する方および町内の事業所等に、申告に係る書類一式を送付しますので、「申告の手引き」を参照の上、下記の申告期限までに必ず提出されるようお願いいたします。

なお、申告が必要な方で申告書が届かない場合など、申告についてご不明な点は、下記担当までご連絡ください。

(1) 償却資産の種類と具体例

下表の事業用資産は、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

資産の種類	資産の例（一部抜粋）
①構 築 物	舗装路面、広告塔、門、煙突、その他土地に定着する土木設備など
②機 械 お よ び 装 置	電気機械、印刷機械、コンベアー、加工修理等に使用する機械および装置など
③船 舶	各種の海上および水上運搬具、ボート、貨物船、客船など
④航 空 機	人または物を搭載して航空の用に供することができる機器、飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤車 両 お よ び 運 搬 具	フォークリフト等の特殊自動車など（自動車税、軽自動車税種別割の課税対象となっているものは除く。）
⑥工具、器具および備品	レジスター、応接セット、陳列ケース、テレビ、測定工具、ロッカーなど

■ 正当な理由がなく申告しなかった場合または虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条、第386条および中山町町税条例第75条の規定により懲役・罰金刑が科されることがあります。

■ 前年度まで申告している資産に異動がない場合や町内に資産がすでにない場合、事業の廃止や休止の場合でも必ずその旨を申告してください。

(2) 申告期間 令和6年1月4日(木)～31日(水)まで（期限厳守）

期限間近は窓口が混み合いますので、令和6年1月18日(木)までの申告書提出にご協力ください。

なお、郵送やeLTAX（電子申告）による申告も受け付けています。

※eLTAXの詳しい内容や手続き方法については、eLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

(3) 申告書の提出先 〒990-0492

（お問い合わせ先）東村山郡中山町大字長崎120番地

中山町役場 住民税務課税務G（役場1階5番窓口）（郵送可）

☎662-2112（直通）

中山町消防出初式を

実施します

※お問い合わせ先

総務広報課危機管理G

☎662・4899

町消防団では、次により令和6年消防出初式を実施します。

●日時 令和6年1月7日(日)

午前9時～10時30分

●場所 中央公民館周辺

※祝賀放水、観閲、分列行進のため、中央公民館前の道路は午前8時50分～10時頃まで一時通行止めとなりますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

物価高騰対策商品券の

使用期限について

※お問い合わせ先

産業振興課産業振興G

☎662・2114

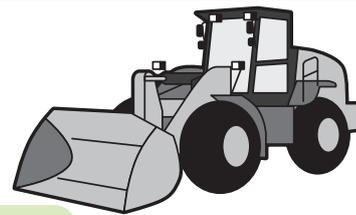
10月から11月にかけて「ゆうパック」で配付した物価高騰対策商品券の使用期限は、令和6年1月8日(月)・祝までとなっています。期限後は使用できなくなるのでご注意ください。

なお、対象の方で「ゆうパック」でお受け取りできずに不在票の保管期限が過ぎてしまった場合は、役場での受け取りになりますので、お問い合わせください。

道路の除雪作業にご協力ください

降雪期になり、道路交通の確保のため、降雪量に合わせて道路除雪を行います。なお、大雪の場合は歩道のない通学路の安全確保などのため、日中に排雪（路肩の雪を取り除く作業）を行うことがあります。

円滑な除雪の実施に皆様のご理解とご協力をお願いします。



町道除雪出動基準

車道・歩道共に降雪量が10cmに達した場合か、おおむね10cmに達する見込みがあるとき

【除雪作業時のお願い】

通勤や通学のため、午前8時30分を完了目標に除雪を行っています。国道・県道・町道の順に優先される除雪作業の原則から、除雪完了時刻は降雪量と地域によって差が生じますがご理解をお願いします。

効率的で速やかな作業完了のため、次のことにご理解とご協力をお願いします。

1. 間口の雪処理にご協力ください

除雪は原則として道路（歩道）のみ行います。間口除雪や個別対応した除雪は、全体の完了時間を確保するため、対応できません。雪片付けや通路確保などに不安のある方は、自治会役員や民生児童委員に相談されるなど、地域で協力し合い除雪をお願いします（地区による除雪に対する支援制度があります）。



2. 路上駐車はやめましょう

路上駐車は、除雪作業の支障となる場合もあり、除雪の妨げとなるだけでなく、緊急車両の通行の支障となりますので、絶対にしないでください。※山形警察署の指導により、発見し次第、即時通報します。



3. 道路（車道や歩道）への雪出しはやめましょう

除雪後の道路に、家庭や事業所の雪を押し出すのは、道路に凹凸を生じさせ、交通事故や交通障害の原因となり危険です。屋根の雪、宅地内の雪は道路に出さないでください。個人の宅地内の排雪を行う場合は、指定の雪捨場へ搬入してください。



4. 落雪対策をしましょう

屋根や庭木からの落雪は、交通障害を起こすだけでなく、人命に関わることがありますので、危険な場所については、落雪防止策を講じたり、雪下ろしをしたりしてください（これらの措置は、所有者の責務です）。



5. 庭木の枝が除雪作業の障害になる場合があります

庭木の枝が積雪により道路にはみ出し、除雪作業の支障になる場合がありますので、はみ出すおそれのある枝は事前に伐採するか、縄などで固定するようにしてください。



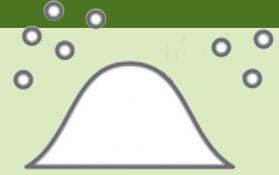
6. 側溝に雪を捨てないでください

側溝に雪を捨てると、側溝が詰まり、水害が発生することがありますので、側溝に雪を捨てないでください。



7. 雪押し場の確保をお願いします

各地区に設定してある除雪路線ごとの雪押し場（空き地、農地等）の借地は、各地区で所有者の方へ依頼・連絡などの対応等をお願いします。



8. 除雪作業による事故等について

除雪車による工作物などの破損が発生した場合には、直ちに町へ連絡していただきますようお願いいたします。なお、破損個所の修復については、緊急を要する工作物、設備等を除き、施工適期の観点から春先の施工とさせていただきます。



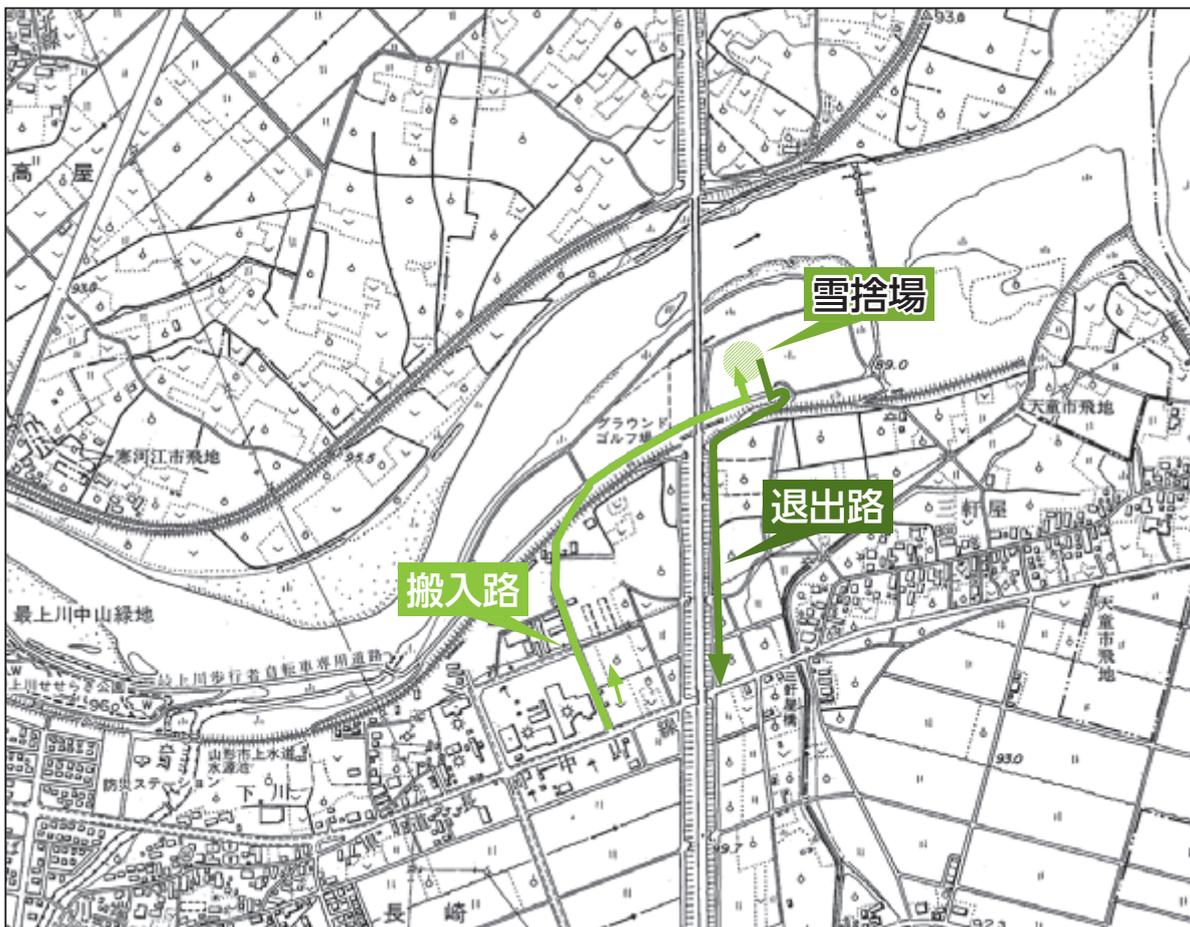
令和5年度雪捨場

今年度の雪捨場を最上川河川敷内、山形自動車道東側に設定しました。進入・退出路はひまわりグラウンドゴルフ場側から一方通行となりますので、誘導看板に従ってください。

●開設期間 降雪日*～令和6年3月31日(日)

●開設時間 午前9時～午後4時

※開設は町内の積雪状況を見ながら順次行います。



※お問い合わせ先 建設課建設整備G ☎662-2116

やまがた緑環境税を活用して、地域の森づくり活動を試みませんか

※お問い合わせ先

産業振興課産業振興G

☎662・2063

村山総合支庁産業経済部

森林整備課森づくり推進室

☎621・8248

令和6年度山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業による県民参加の森づくり活動の募集を行います。

●支援する活動内容 令和6年度中に実施する左記の取組み

①豊かな森づくり活動

②自然環境保全活動

③森や自然とのふれあい活動

④木に親しむ環境づくり

●上限額 1団体当たり50万円

●募集期間 12月22日(金)～令和6年

1月26日(金)

※応募方法など詳しい内容についてはお問い合わせください。

※事業の実施については、令和6年度の予算成立が前提となりますのでご了承ください。

除雪用具の貸し出しについて

※申請・お問い合わせ先

社会福祉協議会(保健福祉センター内)

☎662・4361

高齢者や障がい者など、自力で除排雪ができない世帯や、生活道路などの除排雪作業を行うボランティア団体等に除雪用具の貸し出しを行います。

●対象 町内会、ボランティア団体、有志ボランティアの方など

●貸し出し用具 スノーダンプ、アルミスコップ、ポリカ雪ハネ、ポリカスコップ、ヘルメット、ロープなどで

●事業期間 令和6年3月31日(日)まで

●貸し出し期間 1回の貸し出しは原則3日以内。ただし、返却日が休日にあたる場合は休日明けの午前中まで。除雪用具貸し出しおよび返却は

平日の午前8時30分～午後5時15分の時間帯で受け付けます。

●費用 無料。ただし、用具の運搬は各自で行ってください。

●申請方法 貸し出し希望日の平日2日前まで、申請書を提出してください。申請書は社会福祉協議会で配付しています。

※除雪ボランティア活動中の傷害保険として、ボランティアの方を対象と

していただきます。

した「ボランティア活動保険」(年度間1人当たり350円)を取り扱っています。ご希望の方は、お問い合わせください。

無料法律相談所を開設します

※お問い合わせ先

社会福祉協議会(保健福祉センター内)

☎662・4361

あなたの悩み、心配ごとに弁護士が助言します。お気軽に相談してください。

●日時 12月27日(水)

午後1時15分～3時

●場所 保健福祉センター2階

●相談内容 財産・相続・土地・金銭・家族問題など

●予約 電話受付(先着3組)。費用は無料です。



ほんわ館からのお知らせ

雑誌の付録が入ったおたのしみ新春福袋を提供します♪
ぜひ、ご来館ください!

●日時 令和6年1月4日(木) 午前10時～

●場所 町立図書館ほんわ館

※1人1点、先着50名です。

※お問い合わせ先

町立図書館ほんわ館 ☎662-6688



小型除雪機の貸出について

高齢者、障がい者など自力で除排雪ができない世帯や生活道路などの除排雪作業を行うボランティア団体などに対し、町が保有する小型除雪機の貸出を行います。

貸出先	町内会、消防団、ボランティア団体など
貸出期間	12月15日(金)～令和6年3月25日(月)
貸出機械 および歩板	・小型除雪機（ハンドガイド式）11.8馬力級 ・（アルミ）歩板 一式
貸出期間	1回の貸出は原則2日以内（休日中の貸出は休日前の夕方～休日明けの午前中まで）
費用	貸出料は無料です。ただし、燃料費、傷害保険料および賠償保険料、除雪機の運搬経費は貸出を受ける団体などの負担となります。
条件	1. 除雪機を操作する人は、傷害保険および賠償保険に加入しなければなりません（社会福祉協議会のボランティア保険への加入が可能な場合は加入手続きをお願いします）。 2. 除雪機の操作経験者がいることが望ましいこととします。
申請方法	貸出希望日の平日2日前までに、申請書を健康福祉課に提出してください（申請書は健康福祉課にあります）。
注意事項	除雪機の貸出および返却は、平日の午前8時30分～午後5時15分の時間帯でお願いします。

※お問い合わせ先 健康福祉課福祉子育て支援G ☎662-2673

飲酒運転は犯罪です

年末は忘年会などでお酒を飲む機会が多くなります。
飲酒運転は「しない・させない・ゆるさない」を徹底しましょう。
もし、飲酒運転をした場合、罰則・罰金だけではなく
免許取り消し処分 になることも…。

飲酒運転は絶対にやめましょう。

※お酒を飲んで自転車に乗ることも飲酒運転となり、
罰則・罰金の対象となります!!!



●歩行者の皆さんへお願い

早朝や夜間の歩行中に、車から轢かれてしまうという重大事故が多く発生しています。
暗い時間帯の外出は、ピカピカ光る夜光反射材を着用しましょう。

●運転者の皆さんへお願い

午後4時からの早めのライト点灯が交通事故を防ぎます。
車両の存在を周りに知らせることができ、歩行者は車が近づいてくることを早く発見できるようになります。

中山町冬の交通安全町民運動12月20日(水)まで展開中

※お問い合わせ先 総務広報課危機管理G ☎662-4899

消費生活の窓口から

そのURLのクリック、ちょっと待って！

～SMSやメールでの“フィッシング詐欺”の相談が依然高水準！～

全国的に、事業者や組織をかたるSMS（ショートメッセージサービス）やメールを送信し、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報に詐取した上、クレジットカード等を不正利用するフィッシングに関する相談が多く寄せられています。フィッシング対策には日頃からの心構えが重要です。以下のチェックリストを活用し、より一層気を付けましょう。

フィッシング対策のチェックリスト

<事業者や公的機関などのSMSやメールを見るときは>

- ★日頃利用している事業者等からでも、まずフィッシングを疑う
- ★記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規サイトのURLや、正規のアプリからアクセスする
- ★事前のブックマークがない場合や、少しでも不安に思う点があれば、事業者等の正規のサイトでフィッシングに関する情報がないか確認する

<フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたら>

- ★ID・パスワード、クレジットカード番号等は絶対に入力しない
- ★フィッシングサイト上のアプリをダウンロードしない

<フィッシングサイトに情報を入力してしまったら>

- ★同じID・パスワード等を使い回しているサービスを含め、すぐに変更する
- ★クレジットカード会社や金融機関などに連絡する

<日頃からの事前対策>

- ★セキュリティソフトや携帯電話会社の対策サービス等を活用する
- ★ID・パスワード等の使い回しをしない
- ★クレジットカードやキャリア決済、インターネットバンキングの利用明細はこまめに確認する
- ★あわせて、利用限度額を確認し必要最低限の金額に設定する

【事例】・大手通販サイトから携帯電話にメールが届き、月会費550円が引き落としにならなかつたと書いてあった。「会員ログイン」という記載があったのでタップして遷移したところ、切り替わったページにはクレジットカード番号を入力する欄があったので入力した。しばらくして、クレジットカード会社から連絡があり、第三者に5万円不正利用されたことが分かった。(年代不明 女性)

- ・宅配業者から不在通知のSMSが届き、詳細を確認するために記載されていたリンク先のURLからログインしてパスワード等を入力した。その後、キャリア決済で身に覚えのない1万5,000円が課金されていたことが分かった。(50歳代 女性)
- ・自分が利用している銀行からスマートフォンにメールが届いた。利用制限を告げる内容やリンク先のURLが記載されていたので、フィッシングメールとは気付かずURLをタップし、本物の画面と思って契約番号、パスワードを入力した。その後、銀行の残高が0円になっていて驚いた。別の口座に20万円の送金履歴があるとのことだった。(40歳代 女性)

【アドバイス】

◆不安に思った場合は、消費生活相談窓口か消費者ホットライン^い188^や（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「そのURLのクリック、ちょっと待って！－SMSやメールでの“フィッシング詐欺”の相談が依然高水準！－」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課住民G内） ☎662-2593

保健カレンダー

※保健事業に関するお問い合わせ先

健康福祉課 健康づくりG ☎662-2836

事業名	日時	場所	対象者等
母子手帳交付	1/9(火) 9:00~10:00	保健福祉センター	母子手帳を交付し健康相談を行います。 ●持ち物 医師が記入した妊娠届出書、個人番号が確認できるもの(個人番号カード、個人番号通知カード等)と本人確認ができるもの(個人番号カード、運転免許証等) ※この日時で妊婦さん本人の都合がつかない場合はご連絡ください。
定期健康相談	1/9(火) 10:30~11:30		生活習慣病予防・健康診査に関する相談を行います。
1歳6か月児健診	1/10(水) 受付時間は個別通知でお知らせします。	保健福祉センター 検診ホール	令和4年4月~6月生まれのお子さんと前回未受診のお子さん ●持ち物 母子手帳、問診票、「健やか親子21」質問票、交換用おむつ、バスタオル
パパママ教室	1/14(日) 受付時間は個別通知でお知らせします。	保健福祉センター 2階会議室	令和6年4月~6月に出産予定の方(配偶者も一緒に参加できます) 転入等で通知がなかった方は至急ご連絡ください。 ●持ち物 母子手帳、筆記用具

●その他団体等のお知らせ●

- ①お問い合わせ先 ②とき
- ③ところ ④内容 ⑤対象・定員
- ⑥費用 ⑦申込方法 ⑧その他

【保育施設ミニ面談会】

- ①山形県福祉人材センター(☎633・7739) ②令和6年1月17日(水)午後1時30分~3時30分 ③イオンモール天童「イオンホール」
- ④保育のお仕事はじめてみませんか? 保育施設・事業所の担当者との面談会を開催します。⑤保育士として就職(再就職)を考えている方、保育の仕事に興味のある方、資格取得を目指している方(一般・学生)
- ⑥無料 ⑧詳細は「山形県福祉人材センターホームページ」をご覧ください。



【第28回税理士記念日無料税務相談会】

- ①山形県税理士会館(☎632・4244) ②令和6年1月27日(土)午前10時~午後4時 ③山形テルサ1階会議室 ④給与所得者・小規模事業者等の税金相談を無料で行います(土地・株式等の譲渡所得等内容が複雑なものや相続税・贈与税については、具体的な申告相談は行いません)。
- ⑥無料 ⑦完全予約制。令和6年1月11日(木)~24日(水)の平日午前9時30分~午後4時30分の間に予約専用ダイヤル(☎050・2018・1150)にお申し込みください。

【借金返済に関する相談窓口】の【案内】

- ①山形財務事務所理財課(☎641・5201) ②月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分~正午、午後1時~4時30分 ③山形市緑町2・15・3(山形工業高校東側) ④東北財務局山形財務事務所では、借金返済でお困りの方の相談窓口を開設しています。相談員が借金の状況などをお伺いし、必要に応じて、弁護士などの専門家に引き継ぎます。相談は秘密厳守です。お気軽にご相談ください。 ⑥無料
- ⑦①へご連絡ください。

町の魅力を再発見！

中山町には、魅力的な場所やもっと知ってほしい良いモノなどがたくさんあります。このコーナーでは、そんなまちの魅力をお知らせしていきます。

災害への備えを万全に 水害対策を学ぶ

11月18日、中央公民館で町区長連絡協議会研修会が開催され、33地区の区長と自主防災組織の会長4名が参加しました。講師として山形河川国道事務所の今野浩一流域治水課長をお招きし、「防災」をテーマに町が活用を目指している特定都市河川制度や災害時の避難の方法についての講話に続き、グループワークで個人の防災行動計画（マイタイムライン）の作成について学びました。



最上川流域治水の説明を受ける様子



教わりながらマイタイムラインを作成します

町では令和2年7月や令和4年8月の豪雨の際に建物の浸水や道路の冠水、斜面の崩落などの被害を受けました。特に内水氾濫の原因となる石子沢川の対策を強化するため「特定都市河川」への指定を目指しています。指定されると様々な対策や町の取り組みへの支援を受けることができます。いつ災害が発生してもおかしくない状況にある中で、自分の身や家族を守るためにも、日頃から備えをしておきましょう。また@InfoCanalで災害時に情報を発信します。ぜひご利用ください。



@InfoCanal
インフォカナル



@Info Canal

IOS

Available on the App Store

QR

Android

Available on Google play

QR



スマートフォンアプリは、iPhoneとAndroidの両方に対応しているため、お手持ちのスマートフォンにアプリをダウンロードしていただくをお願いします。App StoreもしくはGoogle Playにて「@Info Canal」と検索いただくか、右記の二次元コードからダウンロードが可能です。

スポーツとフルーツ 伸びゆく町 なかやま

なかがやま **お知らせ版**
NAKAYAMA TOWN INFORMATION
(毎月15日発行) (毎月1日・15日発行)

令和5年12月15日号

「広報なかやま」「お知らせ版」の文字書体は誰にでも読みやすいユニバーサル書体を使用しています

発行 中山町 〒990-0492 山形県東村山郡中山町大字長崎120番地
編集 総務広報課庶務広報グループ
電話 (023)662-2223 FAX(023)662-5176
中山町公式ホームページ <https://www.town.nakayama.yamagata.jp>
(「広報なかやま」「お知らせ版」はホームページでもご覧いただけます)
中山町防災行政無線放送内容確認電話番号 (023)663-3585 (自動応答)

お問い合わせフォーム
こちらの二次元コードから
取得できます。

